

平成27年3月10日

各指定特定相談支援事業者 様
各指定一般相談支援事業者 様
各指定障害福祉サービス事業者 様
各指定京都市地域生活支援事業の事業者 様

保健福祉局障害保健福祉推進室
在宅福祉課長，施設福祉課長
(在宅福祉第一担当，施設福祉担当)

平成27年4月以降におけるサービス等利用計画の取扱いについて（通知）

平素は，本市の障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき，厚く御礼申し上げます。

サービス等利用計画案につきましては，平成27年3月末の経過措置の終了により，障害福祉サービス費（介護給付費，訓練等給付費）又は地域相談支援給付費（地域移行支援サービス費，地域定着支援サービス費）（以下「障害福祉サービス等」という。）の支給決定において必須となります。本市においては，別紙1のとおり計画相談支援の実施見込みを算出するとともに，平成27年4月以降に向けて，平成25年9月5日付本市通知「障害福祉サービスにおけるサービス等利用計画の取扱いについて」等を補足するものとして，下記のとおり通知いたします。

つきましては，指定障害福祉サービス事業者において指定特定相談支援事業所を設置していただいていない場合には当該指定申請を引き続き御検討いただくとともに，下記の取扱いに御理解，御協力いただきますよう，よろしくお願い申し上げます。

なお，平成27年4月以降，障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している児童に係る，計画相談支援及び障害児相談支援の取扱い等につきましては，別途通知を予定しています。

記

1 平成27年4月以降のサービス等利用計画の取扱い

サービス等利用計画案は，平成27年3月以前の障害福祉サービス等の支給決定において「提出が必要と認めるときに求める経過措置」（平成27年4月以降の障害福祉サービス等の利用であっても，同年3月以前に支給決定を行うものには経過措置の適用）があり，また，平成27年4月以降の支給決定において提出が必須とされています。

本市においては，利用状況ではなく支給決定状況により判別する，当該考え方を的確に用い，下記のとおりサービス等利用計画を取り扱います。

(1) 障害福祉サービス等支給決定期間の更新・開始等が平成27年4月1日の利用者について

当該利用者（全利用者中約2，300人（約20%））については，同年3月以前に支給決定を行うため，経過措置が適用されることにより，サービス等利用計画案の提出が見込めない場合，サービス等利用計画案のない支給決定を行います。

サービス等利用計画案のない支給決定が行われた利用者については，障害福祉サービス等の次回更新時まで，サービス等利用計画案の提出を求めることになります。

(2) 障害福祉サービス等支給決定期間の更新・開始等が平成27年4月2日以降の利用者について

上記(1)の経過措置に該当しないことから、本来、各指定特定相談支援事業者が対応する利用者について、本市においては、下記のとおりサービス等利用計画を確保します。

ア 指定特定相談支援事業所が調整できる場合

サービス提供事業者に指定特定相談支援事業所を設置していただいているなど、指定特定相談支援事業所が調整できる場合、当該指定特定相談支援事業所においてサービス等利用計画を作成します。

イ 指定特定相談支援事業所がない場合（別紙2及び3参照）

サービス提供事業者に指定特定相談支援事業所を設置していただいていないなど、指定特定相談支援事業所がない場合、サービス等利用計画の確保のため、福祉事務所又は保健センター等（以下「支給決定機関」という。）、障害者地域生活支援センター、当該サービス提供事業者の協働により、別紙2の流れによりセルフプランを確保します（対象者数については別紙3参照）。

当該サービス提供事業者においては、報酬体系がないところでのセルフプランの作成援助になりますが、御理解、御協力をお願いします。なお、当該取扱いに併せて、セルフプランの様式を添付のとおり改訂しています。

ウ 備考

障害福祉サービス等支給決定期間の更新・開始等の時期によっては、平成27年4月2日以降であっても同年3月以前に支給決定を行う場合（経過措置が適用される場合）があり、これに該当するときは、支給決定機関又は障害者地域生活支援センターから、利用者や事業者に個別に連絡します。

2 サービス等利用計画の作成（又はセルフプランの作成援助）に係る事業者優先順序

どの事業者による指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画の作成を行うかの順序は、別に国が定める事務取扱い（利用者負担上限額管理事務）の順序を踏まえ、下記の①→⑤の順（同一の行で複数事業者がサービス提供している場合は、契約量の多い事業者）を基本とします。

また、サービス提供事業者に指定特定相談支援事業所を設置していただいていない場合の、セルフプランの作成援助についても、同様の順序を基本とします。

①	指定一般相談支援事業者（地域相談支援（地域移行支援，地域定着支援））
②	居住系サービス（療養介護，施設入所支援，共同生活援助）事業者
③	日中活動系サービス（生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援）事業者
④	訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護等）事業者
⑤	短期入所事業者

※ 障害者地域生活支援センターは、①→⑤の順にかかわらず、支援困難ケースに対応します。

3 その他留意点等

(1) セルフプランについて

サービス等利用計画案の一形態とされるセルフプランは、利用者の発意等により指定特定相談支援事業者以外の者が作成するものとされており、利用者（受給者）と指定特定相談支援事業者との契約（指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成，サービス担当者会議の開催，

各サービス提供事業者の連絡調整，モニタリング等を含む）は生じません。

(2) 介護保険との併給者，生活保護の介護扶助との併給者について

障害福祉サービス等と介護保険サービスの併給者については，介護保険制度で居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため，そのサービス等利用計画は，障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護，同行援護，自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援等の利用を希望する場合であって，市町村がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に求めるものとされています（サービス等利用計画は原則不要）。

また，生活保護制度の介護扶助の受給者については，当該介護扶助で介護保険と類似のサービスが利用可能であり，中には障害福祉サービス等との併給もありますが，この場合，当該介護扶助でケアマネージャーが付いていれば，サービス等利用計画は原則不要とします。なお，当該介護扶助でケアマネージャーが付いている場合，それを支給決定機関以外では判別し難いため，支給決定機関等から，サービス等利用計画案は原則不要である旨を利用者や事業者に個別に連絡します。

(3) その他

本市においては，サービス等利用計画の取扱いについて下記の通知等を発出しており，本件とともに参照していただくようお願いします。

ア 平成25年9月5日付通知「障害福祉サービスにおけるサービス等利用計画の取扱いについて」

イ 平成25年9月5日付依頼文「指定特定相談支援事業所の指定申請について」

ウ 平成26年6月12日付通知「計画相談支援の実施に伴う障害支援区分及び障害福祉サービスの更新時期の分散化について」

※ 上記以外のQ&A等については，その後の問合せ応対分を挿入し，改めて発出する予定

（別紙１）京都市におけるサービス等利用計画の作成状況及び見込み

	平成２５年３月末	平成２６年３月末	平成２７年３月末	平成２８年３月末	平成２９年３月末	平成３０年３月末
市内の指定特定相談支援事業所数	３５箇所	６８箇所	１２９箇所	２８４箇所	３２２箇所	３７２箇所
障害福祉サービス等の利用者数	９，８３８人	１０，２８７人	１０，７１０人	１１，２５０人	１１，８１０人	１２，４００人
計画相談支援の対象者数	(経過措置)	(経過措置)	(経過措置)	９，６６０人	１０，８６０人	１２，４００人
介護保険のケアプラン等を含め 計画が作成されているもの	１，０４２人 (１０．６％)	１，４１５人 (１３．８％)	２，７７０人 (２５．９％)	９，６６０人 (１００．０％)	１０，８６０人 (１００．０％)	１２，４００人 (１００．０％)
そのうちサービス等利用計画	１１４人 (１．２％)	４０５人 (３．９％)	１，７００人 (１５．９％)	８，５３０人 (８８．３％)	９，６６０人 (８９．０％)	１１，１２０人 (８９．７％)

※ 「市内の指定特定相談支援事業所数」は、障害者地域生活支援センター１５箇所を含む翌月１日時点のもの

（別紙２）平成２７年４月以降過渡期のセルフプランの取扱い

- 1 支給決定機関（福祉事務所又は保健センター等）又は障害者地域生活支援センターは、障害福祉サービス又は地域相談支援（平成２７年３月以前に支給決定行為が行われたもの以外の更新、新規、変更）の利用者に対して、セルフプランを説明
 - ① 利用者がセルフプランを作成する場合、支給決定機関への提出を説明（３へ）
 - ② 利用者がセルフプランを作成できない場合、障害福祉サービス等を契約するサービス提供事業者（優先順序に基づく事業者）がセルフプランの表面を作成援助することを説明（２へ）
- 2 障害福祉サービス等を契約するサービス提供事業者は、事業者優先順序に基づき、セルフプランの表面を作成援助
- 3 利用者（又は障害福祉サービス等を契約するサービス提供事業者）が、表面が記載されたセルフプランを支給決定機関へ提出
- 4 支給決定機関は、必要に応じて障害者地域生活支援センターと連携し、セルフプランの裏面を確保

注１ セルフプランは本来利用者に配布し直すものではないが、当該取扱いによるセルフプランについては、利用者から配布希望があれば、支給決定機関又は障害者地域生活支援センターは、裏面も含むセルフプランを配布するなど個別対応を行います。

なお、当該取扱いによるか否かにかかわらず、セルフプランでは、サービス担当者会議の開催、各サービス提供事業者との連絡調整、モニタリングを行う必要はありません。

注２ 当該取扱いによる支給決定後に支給量の変更が生じる場合、障害福祉サービス等を契約するサービス提供事業者において、改めてセルフプランの表面の作成援助をお願いします。

注３ 当該取扱いによる支給決定の更新については、経過措置終了（平成２７年３月末）後最初の更新で想定しており、将来にわたり更新を繰り返すことは想定していません。

注４ 京都市におけるセルフプランの様式は参考様式であり、法令上必要な項目（※）が記載されていれば、任意の様式で構いません。

※ 法令上必要な項目

- ・ 利用者及びその家族の生活に対する意向
- ・ 総合的な援助の方針
- ・ 生活全般の解決すべき課題
- ・ 提供されるサービス等の目標及びその達成時期
- ・ 提供される福祉サービス等の種類、内容、量
- ・ 福祉サービス等を提供するうえでの留意事項

セルフプラン用

サービス等利用計画案・児童支援利用計画案

（平成27年3月10日改訂版）

利用者氏名 (児童氏名)		保護者氏名 (児童の場合)		障害福祉サービス受給者証番号		障害支援区分	
計画案作成・ 補助者氏名		①利用者との関係： 本人 ・ 家族() ・ その他() ②連絡先： — —					

希望する生活 および そのために必要な支援

困っていること・より良くしたいこと

提供される福祉サービスの利用により解決される・実現できる内容 および それまでの期間

困っていることを解決し、より良くするための具体的な方策(サービスの具体的な利用方法など) および それまでの期間

サービス提供事業者に配慮してほしいこと(サービス提供するうえでの留意事項)

セルフプラン用

サービス等利用計画案・児童支援利用計画案【週間計画表】

週間予定表は利用するサービスの[種類・内容・量(時間)]を記載する。								週間予定表に記載できないサービス
	月	火	水	木	金	土	日・祝	
6:00								① 種類
								内容
								頻度・量
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								② 種類
								内容
								頻度・量
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								③ 種類
								内容
								頻度・量
0:00								
2:00								
4:00								

※サービスの種類や支給量は、この利用計画案のほか、障害支援区分や福祉事務所・保健センター・発達相談所・第二児童福祉センターでの聞き取りの内容を踏まえて決定されます。（2／2枚目）

			計画案作成日		平成〇〇年〇〇月〇〇日		
利用者氏名 (児童氏名)	京都 美子	保護者氏名 (児童の場合)	障害福祉サービス受給者証番号		0000000000	障害支援区分	4
計画案作成・ 補助者氏名	〇〇法人〇〇 〇〇デイセンター（職員氏名） ①利用者との関係： 本人 ・ 家族（ ） ・ その他（生活介護職員） ②連絡先： 075-〇〇〇-〇〇〇〇						

希望する生活 および そのために必要な支援

今の家にずっと住みたい。（家事援助、日常生活自立支援事業）
〇〇デイセンターの行事や活動を楽しみたい。（生活介護）
旅行に行きたい。買い物がしたい。（移動支援）

友達と仲良くしたい。
〇〇に通いたい。

困っていること・より良くしたいこと

旅行に行きたいので、お金をかしく使って貯金がしたい。
一人暮らしなので、地震や火事のことや、町内の役割などが心配。
手続きや、病院の説明がわからないことがあるので、一緒に行ってほしい。

提供される福祉サービスの利用により解決される・実現できる内容 および それまでの期間

困っていることを解決し、より良くするための具体的な方策（サービスの具体的な利用方法など） および それまでの期間

- ・生活介護（〇〇デイセンター）・・・昼食を食べる。行事や活動に参加し、いろいろなことを経験する。
- ・家事援助（〇〇ヘルパーセンター）・・・食品・日用品の買物、調理・掃除・洗濯、入浴の準備（6ヵ月後に見直し、1人でできるようになった部分を確認する）
- ・通院等介助（〇〇ヘルパーステーション）・・・通院に同行する。
- ・移動支援（〇〇ヘルパーステーション）・・・毎月購読している雑誌を買いに行く。美容院へ行く。化粧品・服などの買物に行く。映画やカラオケなどの余暇活動をする。
- ・日常生活自立支援事業（〇〇区社協）・・・月1回銀行へ行き、お金をおろす。生活費・自治会費・お小遣い等の仕分けをする。（家賃・光熱水費は引き落とし）
- ・民生委員（〇〇さん）・・・町内の役割を説明してもらう。町内行事や避難訓練に誘ってもらう。

サービス提供事業者に配慮してほしいこと（サービス提供するうえでの留意事項）

失敗するのが怖いので、新しい物事に対して消極的になりがちです。丁寧に説明し、上手に誘って、体験の幅を広げてください。
因果関係が分かりにくく、叱られたと被害的に感じる場合があります。見通しが持てるように、文字や図を使って説明してもらえると、落ち着いて理解できます。

セルフプラン用

サービス等利用計画案・児童支援利用計画案【週間計画表】

週間予定表は利用するサービスの[種類・内容・量(時間)]を記載する。								週間予定表に記載できないサービス
	月	火	水	木	金	土	日・祝	
6:00	サービス提供事業者に指定特定相談支援事業所を設置していただいていないなど、指定特定相談支援事業所がない場合の、サービス提供事業者のセルフプラン作成援助については、様式の表面に対する依頼であり、裏面に対する作成援助までお願いするものではありません。(下記は参考)							① 種類
8:00								日常生活自立支援事業
10:00								内容
12:00	生活介護 送迎、昼食、レクリエーション	生活介護 送迎、昼食、レクリエーション	生活介護 送迎、昼食、レクリエーション	移動支援 月1回(1回5時間)	生活介護 送迎、昼食、レクリエーション	生活介護 送迎、昼食、レクリエーション	〇〇へ行く	銀行へ行く。生活費とお小遣い等を仕分けする。 頻度・量 月1回 1時間
14:00							友達と遊びに行く	② 種類
16:00								通院等介助
18:00	家事援助 調理、洗濯等		家事援助 買物、掃除等		家事援助 調理、洗濯等			内容
20:00								歯医者など通院の同行
22:00								頻度・量 月2回 1回2時間
0:00								③ 種類
2:00								内容
4:00								頻度・量

※サービスの種類や支給量は、この利用計画案のほか、障害支援区分や福祉事務所・保健センター・発達相談所・第二児童福祉センターでの聞き取りの内容を踏まえて決定されます。(2/2枚目)

支給決定機関、障害者地域生活支援センター、指定特定相談支援事業所を設置していただけないサービス提供事業者の協働でセルフプランを確保（以下同じ）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
① 内訳	サービス等利用計画の対象者数①	1	367	373	374	348	318	376	647	515	644	639	622	5,224	
	指定特定相談支援事業所が調整できる対象者数②	0	215	188	201	206	199	225	387	292	359	377	347	2,996	
	指定特定相談支援事業所が調整できない対象者数①－②	1	152	185	173	142	119	151	260	223	285	262	275	2,228	
	①－② 内訳 (事業者)	居住系サービス	0	7	8	10	8	13	33	23	15	47	51	30	245
		日中活動系サービスのみ	0	30	26	34	14	13	33	34	20	63	30	59	356
		訪問系サービスのみ	1	97	114	107	96	76	64	165	150	137	145	140	1,292
		短期入所のみ	0	1	1	3	3	2	1	2	4	2	3	2	24
		日中活動系サービス＋訪問系サービス(＋短期入所)	0	4	21	11	10	3	6	21	12	21	21	23	153
		日中活動系サービス＋短期入所	0	9	10	7	8	9	11	11	17	14	11	17	124
	訪問系サービス＋短期入所	0	4	5	1	3	3	3	4	5	1	1	4	34	

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
サービス等利用計画の対象者数①		0	166	191	207	189	162	207	258	216	176	184	188	2,144	
指定特定相談支援事業所が調整できる対象者数②		0	66	102	98	87	69	103	105	106	67	66	79	948	
指定特定相談支援事業所が調整できない対象者数①－②		0	100	89	109	102	93	104	153	110	109	118	109	1,196	
① 内訳	①－② 内訳 (事業者)	居住系サービス	0	1	6	5	1	1	1	8	7	3	5	6	44
		日中活動系サービスのみ	0	51	32	44	30	34	29	33	23	15	33	23	347
		訪問系サービスのみ	0	37	46	52	62	47	66	102	70	79	71	72	704
		短期入所のみ	0	2	1	0	0	1	0	1	1	0	1	2	9
		日中活動系サービス＋訪問系サービス(＋短期入所)	0	8	4	6	6	8	8	9	8	7	8	6	78
		日中活動系サービス＋短期入所	0	0	0	1	2	0	0	0	0	3	0	0	6
		訪問系サービス＋短期入所	0	1	0	1	1	2	0	0	1	2	0	0	8

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
サービス等利用計画の対象者数①		3	24	11	37	21	20	19	32	35	21	20	27	270
① 内訳	指定特定相談支援事業所が調整できる対象者数②	1	8	4	12	9	4	8	6	11	5	5	3	76
	指定特定相談支援事業所が調整できない対象者数①－②	2	16	7	25	12	16	11	26	24	16	15	24	194
	①－② 短期入所のみ	2	14	7	22	10	15	10	24	24	16	15	22	181
	内訳 訪問系サービス＋短期入所	0	2	0	3	2	1	1	2	0	0	0	2	13